

「税金」のお知らせ

固定資産税の発送は 5月17日の予定です。

納税の方法

市役所から送付された納税通知書により、納めていただくことになっています。

期別と納期限

全期 平成19年5月31日(木)

(納付額は、年税額から前納奨励金を差し引いた額となります。)

第1期 平成19年5月31日(木)

第2期 平成19年7月31日(火)

第3期 平成19年10月1日(月)

第4期 平成19年11月30日(金)

課税明細

課税明細(土地家屋1筆1棟の詳細)は納税通知書と一緒にになっていていますので、ご確認のうえ大切に保管してください。(事業用の税金分は租税公課として経費に算入できます。)

住宅のバリアフリー改修に伴う

固定資産税の減額措置

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、高齢者等の居住の安全性及び介助の容易性の向上に資する一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅に対し、100平方メートル分までを限度として翌年度分の固定資産税の3分の1を減額するものです。(平成19年4月1日より施行)

減額適用の用件

対象家屋	平成10年1月1日以前から現存している住宅
居住者	●次のいずれかの者が居住していること (1) 65歳以上の者 (2) 要介護認定又は要支援認定を受けている者 (3) 障害者
対象工事	●補助金等を除く自己負担が30万円以上のもの ●次の改修工事に該当するもの (1) 階下の改築 (2) 階段の勾配の緩和 (3) 浴室の改良 (4) 便所の改良 (5) 手すりの取付け (6) 床の段差の解消 (7) 引き戸への取替え (8) 床表面の滑り止め化
申告期限	改修後3ヵ月以内
申告先	行方市役所税務課資産税グループ

※後日、書類の内容を基に現地確認を行います。

【お問い合わせ】 税務課資産税グループ ☎ 0299-72-0811

納税相談について

病気や経営不振などの理由により、市税の納付についてお困りの場合は、お早めに収納対策課へご相談ください。事情により、次のような納税方法をとることができます。

納税の猶予

納税者等からの申請に基づいて、次の事由があると認められる場合に、原則として1年内に限り納税の猶予ができます。

(1) 災害や盗難にあったとき

- (2) 本人や家族が病気にかかった、または負傷したとき
- (3) 事業の休止・廃止、またはその事業につき著しい損失を受けたとき
- (4) 以上に類する事実があるとき

分割納付

納付困難であるが納税の猶予要件に該当しない場合には、申出により状況にあった金額を計算して、数回に分けて納税することができます。

市税の減免

納税の猶予、分割納付等によってもなお納税が困難であると認められる場合は、申請によりその事情に応じて市税等の減免(軽減や免除)が可能です。減免ができるのは、納期が過ぎていない税金に限られます(すでに納期が過ぎ滞納となっている税金は対象になりません)。納税者が、次のような要件に該当したときに市税等の減免が適用されます。

- (1) 生活保護法による扶助を受けたとき
- (2) その年の収入がなくなったことなどにより、生活が著しく困難になったとき
- (3) 災害等にあったとき

●納税相談も無く市税等を滞納していると、延滞金が加算されるだけでなく、差押などの滞納処分となりますので、お早めにご相談ください。

【問合せ】 収納対策課 ☎ 0299-72-0811

住民税の税率が変更になります。

(19年6月~)

1. 住民税所得割の税率が10%に統一されます。

所得の多い少ないに関わらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました

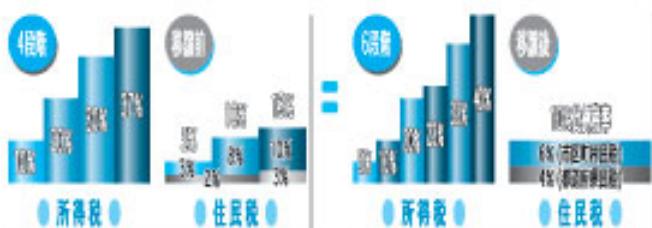


※図中の税率は、県民税と市民税を合わせたものです。

※この改正は、平成19年6月徴収分から適用されます。

2. 納税者の負担は変わりません。

税源移譲の前後で「住民税+所得税」の納税者の負担は変わらない仕組みになっています。



※図中の税率は、都道府県民税と市区町村民税を合わせたものです。

【問合せ】 税務課・収納対策課 ☎ 0299-72-0811

お気軽にご相談ください 行政相談所を開設します

5月21日（月）から27日（日）までを春の行政相談週間として、行方市の行政相談員が、次の日程で行政相談所を開設します。

毎日の暮らしの中で、例えば、「わかりづらい道路案内標識を改善してほしい」、「郵便ポストを設置してほしい」、「施設をバリアフリー化してほしい」など、困っていること、望んでいることはありますか？相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご利用ください。

日時 5月24日（木）

午後1時から3時

●玉造福祉センター会議室

野島清司 相談員

麻生公民館会議室

根本 憲 相談員

北浦保健センター相談室

本戸俊文 相談員

問合せ

秘書広聴課（麻生庁舎）

☎ 0299-72-0811

市職員異動

4月1日付で、人事異動がありましたので、課長級以上の職員を紹介します。

部長級

総務部長 永作満雄

建設部長 荒張正幸

会計管理者 粟又正美

課長級

行政改革推進室長 中野正史・総務部総務課長 西谷正明・総務部

麻生総合窓口課長 大曾根崇・総務部北浦総合窓口課長 高橋優・

総務部玉造総合窓口課長 高塚博・

総務部企画課長 縣博久・総務部企画課参事 高埜栄治・総務部取

納対策課長 山崎勝廣・総務部取

納対策課参事 永井新衛・市民福

祉部介護福祉課長 重田順爾・市

民福祉部健康増進課参事（兼）北浦

保健センター所長 鈴木喜治・建

設部都市計画課長 高柳浩・建設

部都市計画課参事 関口久男・建

設部建設課参事 坂田好正・経済

部商工観光課長 平山謙二・経済

部環境課参事（兼）環境美化センター

所長 柳町幸正・学校教育課指導

室長 松金孝之・学校教育課参事

（兼）北浦学校給食センター所長

額賀忠和・学校教育課参事（兼）麻

生幼稚園長 小峰宏信・学校教育

課参事（兼）太田幼稚園長 仲澤安

男・学校教育課参事（兼）北浦幼稚

園長 平間栄次・学校教育課参事

（兼）玉造幼稚園長 羽生利彦・生

涯学習課参事 羽生和弘・生涯学

習課参事（兼）麻生公民館長 根本

博義・生涯学習課参事（兼）北浦公

民館長 菅谷はる子・生涯学習課

参事（兼）図書館長 河野穂・スポー

ツ振興課長（兼）北浦運動場所長

嶋田出男・社会福祉協議会事務局

長 小林秀美

退職者（3月31日付）

高橋眞（行政改革推進室長）・

根本憲（総務部理事）・五十野芳

男（市民福祉部理事）・小島邦男

（教育委員会理事）・齊藤隆（ス

ボーツ振興課長）・代々城泰久（玉

造農林水産室課長補佐）・宮本喜

久江（北浦学校給食センター主査）・

中島和代（北浦幼稚園主任教諭）・

小沼きみ江（北浦幼稚園主任教諭）・

大和田恵子（手賀幼稚園主任教諭）・

永作幸子（玉造幼稚園主任教諭）・

邊田景子（企画課主事）・平野文

子（麻生学校給食センター調理員）・

中田洋子（麻生運動広場用務員）・

羽生ナル子（小高小学校用務員）・

栗野文子（玉造公民館用務員）・

横山かつ子（太田小学校用務員）・

主事）・栗股恵太（総務部玉造総

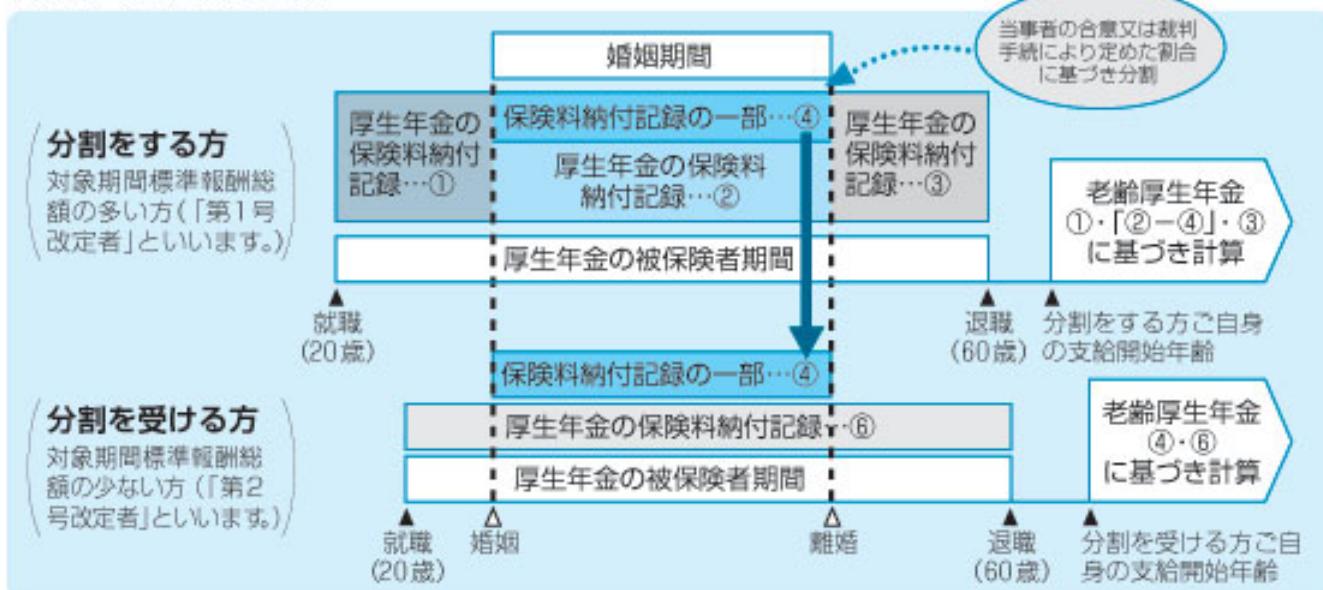
合窓口課主事）

離婚時の厚生年金の分割制度が導入されます

平成19年4月1日以後に離婚された場合に、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、当事者間で合意した割合に基づき分割することができる制度です。

分割を受けた方は、ご自身の支給開始年齢から、分割後の厚生年金の保険料納付記録に基づく老齢厚生年金を受給することになります。

ただし、老齢厚生年金を受給するためには、ご自身の年金加入期間（分割を受けた期間を除く。）が、原則25年以上必要です。



●年金分割の請求書に戸籍謄本や分割割合を定めた必要書類を添付して社会保険事務所へご提出ください。

※当事者の合意または裁判手続により分割割合（50%上限）を定める必要があります。

※社会保険事務所において、年金分割のために必要な割合等に関する情報提供を行っています。

※年金分割は、原則として、離婚をした日の翌日から2年内に請求する必要があります。

年金加入記録提供サービスのお知らせ

■インターネットでご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できる「年金個人情報提供サービス」が便利です！

（ユーザーID・パスワードを取得してご自身の年金加入記録を確認しませんか？）

■これまでの年金加入期間について、以下の記録をご確認いただけます。

- ①これまで加入されている公的年金制度の加入履歴
(加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数等)
 - ②国民年金の保険料納付状況
 - ③厚生年金・船員保険の標準報酬月額、標準賞与額など
- ※提供する年金加入記録は毎月1回更新いたします。



■社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) から24時間いつでも確認、お申込みができます。

- ◆お申込みの際は、基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳または基礎年金番号通知書をご用意ください。
- ◆年金手帳等を紛失してしまった場合は、再発行することができますので、お近くの社会保険事務所にご相談ください。

◆お問い合わせ・ご照会は

ねんきんダイヤル（年金被保険者） ☎ 0570-05-1165

ねんきんダイヤル（年金を受けている方） ☎ 0570-07-1165 にお電話ください。

または、お近くの社会保険事務所・年金相談センターまでお願いします。